

第1 監査対象部課等

上下水道局（総務課、営業課、上水道工務課、浄水課、下水道整備課、下水道施設課）
市民病院

第2 監査の実施期間

平成19年5月8日から平成19年6月8日まで

第3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかに留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成18年度執行分（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）。ただし、必要に応じて平成17年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 上下水道局各課の主な監査対象は、次のとおりである。

(1) 総務課

ア 契約事務

(ア) 委託契約

企業会計システム保守運用業務委託契約、布団殺菌乾燥消毒業務委託契約

(イ) その他の契約

土地売払契約、庁内LAN用電算機器賃貸借契約

イ 前払金（資金前渡金）の管理状況

ウ 固定資産、備品の管理状況

エ 行政財産の目的外使用許可の状況

オ 旅費の支出状況

(2) 営業課

ア 収入事務

水道料金、下水道使用料、受益者負担金

イ 契約事務

(ア) 委託契約

徴収・収納業務委託契約、検針・集金業務委託契約、電算システム時効対応
拡張業務委託契約、閉栓時量水器指示数確認及び閉栓済お知らせ配布業務委
託契約、量水器開栓業務委託契約

(イ) その他の契約

水道デジタルメーターの購入及び改造修理契約

ウ 補助金交付事務

水洗便所改造資金融資利子補給金

(3) 上水道工務課

ア 契約事務

(ア) 委託契約

管路総合診断システム開発業務委託契約

(1) その他の契約

給配水管等修繕請負契約、小破路面舗装本復旧工事請負契約

イ 貯蔵品（たな卸資産）の管理状況

(4) 浄水課

ア 契約事務

(ア) 委託契約

流木浄水場凝集沈殿池耐震診断業務委託契約、事業系ごみ収集運搬業務委託契約、し尿浄化槽管理業務委託契約

(5) 下水道整備課

ア 契約事務

(ア) 委託契約

公共下水道実施設計業務委託契約、公共下水道士質調査業務委託契約、高圧洗浄車及び強力吸引車による管渠内浚渫業務委託契約、池尻町污水ポンプ施設ほか 26 箇所施設保守点検業務委託契約、市内人孔蓋巡視補修管理業務委託契約

(6) 下水道施設課

ア 契約事務

(ア) 委託契約

処理場及びポンプ場運転管理業務委託契約、牛滝浄化センター汚泥及び流入下水等の搬出業務委託契約、塔原・相川地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託契約、下水ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務委託契約、天の川浄苑環境測定業務委託契約

(1) その他の契約

自動採水器購入契約

2 市民病院の主な監査対象は、次のとおりである。

(1) 収入事務

診療報酬、行政財産の目的外使用料

(2) 契約事務

ア 委託契約

医療事務業務委託契約、中央監視等業務委託契約、ナースエイド業務委託契約、物品管理業務委託契約、中央滅菌業務委託契約

イ その他の契約

乾燥減容装置リース契約、医療事故和解契約、医師宿舍賃貸借契約

(3) 前払金（資金前渡金、釣銭準備金）の管理状況

(4) 固定資産、備品の管理状況

(5) 行政財産の目的外使用許可の状況

(6) 不動産の賃貸借状況

(7) 特殊勤務手当の支給状況

第6 監査の結果

1 上下水道局

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部、次の事項について適正化を図らねたい。

総務課 無償譲渡により取得した固定資産は、資産に計上するとともに、同額を資本剰余金の受贈財産評価額として整理すべきところを、適切に処理されていないものがあった。

営業課 事業のため土地等を提供した受益者の負担金の減免については、減免申請書と適否の決定の通知によって行われるべきところを、減免申請書が提出されていないのに減額免除していた。

今後の事務執行に当たっては、十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

2 市民病院

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部、次の事項について適正化を図らねたい。

(1) 行政財産の目的外使用料の納入通知が行われていないものがあった。

(2) 病原菌に接触する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、支給対象業務に従事した日1日につき150円、その勤務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は100分の60に相当する額とすべきところを、不適切な支給があった。

今後の事務執行に当たっては、十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。